

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月30日
【会社名】	株式会社サンコー
【英訳名】	SANKO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 竹村 潔
【本店の所在の場所】	長野県塩尻市広丘野村959番地
【電話番号】	0263(52)2918(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 小野 孝夫
【最寄りの連絡場所】	長野県塩尻市広丘野村959番地
【電話番号】	0263(52)2918(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 小野 孝夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第52期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当金財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額 45,135,350円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行、責任限定契約を締結できる役員等の範囲などについて変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、竹村潔、田村正則、平出順一を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、赤羽啓、秦一郎、草間理を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、中野辰夫を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、年額150百万円以内と定めること、具体的金額、支給時期等は、取締役会の決議によることとさせていただくことであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額25百万円以内と定めること、具体的金額、支給時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただくことであります。

第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役高山博康氏、並びに退任監査役草間理氏、平林亮司氏及び母袋満男氏に対し、それぞれ在任中の功勞に報いるため退職慰労金を贈呈するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	6,137	21	-	(注)1	可決 92.18
第2号議案 定款一部変更の件	6,117	41	-	(注)2	可決 91.88
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件					
竹村 潔	6,111	46	-	(注)3	可決 91.81
田村 正則	6,115	42	-		可決 91.87
平出 順一	6,135	22	-		可決 92.17
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
赤羽 啓	6,138	19	-	(注)3	可決 92.21
秦 一郎	6,134	23	-		可決 92.15
草間 理	6,134	23	-		可決 92.15
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	6,073	85	-	(注)3	可決 91.22
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件	6,124	34	-	(注)1	可決 91.99
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	6,125	33	-	(注)1	可決 92.00
第8号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件	6,025	131	-	(注)1	可決 90.53

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上